

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年7月31日

2千円のエアコン清掃を頼んだら、高額な別作業も追加することに

内容

「今ならキャンペーンでエアコン清掃が2,000円です。」と電話があったので、本日業者に来てもらった。その業者から「外壁工事もした方がいい」と勧められ、25万円で契約した。あとからよく考えたら高いと思い、解約したい。

消費生活センターからのアドバイス

「エアコン清掃2,000円」だけではなく、相談事例のように清掃以外の契約の勧誘がある可能性が高いです。

事業者の訪問時には、1人ではなく、家族や友人と一緒に複数人で対応するようにしましょう。新たな契約をするまで帰らなかったという事例もあります。

来訪した事業者から、新たな契約の話が出た場合、「安価で清掃してもらったから契約しないと申し訳ない」と契約せず、必要の無い契約は、はっきりと断りましょう。

工場の必要があると思っても、即断しないで、いくつか自分で探した事業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

